

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

償却資産税も実地調査強化

Q：これまで、あまり調査のなかった償却資産税についても、実地調査が行われているようですが、本当でしょうか。

A：これまであまり調査のなかった固定資産税の償却資産課税ですが、実地調査を含めた課税強化の傾向がみられるようです。

【解説】

固定資産税は、土地や家屋のほかに、工場や商店などを経営している方が事業のために所有している機械装置、器具備品、構築物などの償却資産にも課税されます。

この償却資産に対する課税は、土地や家屋の固定資産税とは違い、納税者から提出された償却資産の申告書に基づいて作成された課税台帳をもとに税額が決定されますから、申告納税制度に近い制度といえます。

これまででは、固定資産税の実地調査が行われることはあまりなかったようですが、固定資産税税収の全体的な減少傾向のうえ、償却資産の計上は減価償却資産と若干計上するものが異なったり、償却資産の申告書提出にルーズなところもあるため、注意を促そうとの意図もあり、実地調査を強化しているようです。

実地調査では、資産が申告書どおりに設置されているかが具体的にみられ、記載の申告書への計上漏れや算定方法での非違が指摘されるケースが増えているようです。法人税や所得税の申告で減価償却しておいて、償却資産の申告書に計上しないということのないよう注意したいものです。

